

規制改革会議の運営方針（改定）

平成 19 年 1 月 31 日

5 月 11 日改定

10 月 5 日改定

平成 20 年 6 月 5 日改定

平成 21 年 4 月 2 日改定

規 制 改 革 会 議

1 . 基本方針

規制改革は、イノベーションの創造、地方の活力向上、オープンな社会の構築、再チャレンジ可能な社会実現の牽引力であり、簡素で効率的な政府に向けた行財政改革の重要な一翼を担うものである。

特にサービス産業・非製造業に於いては、官が自ら事業を行なっているか、民間部門に対する強固な規制制度により、極めて生産性が低くイノベーションも欠如している分野が多く、それゆえに極めて大きな国民のニーズが潜在する分野があり、規制改革によって成長力・地域経済の活力を生み出すとともに国民生活の安心・豊かさ・利便性の向上に資することが期待できる重要戦略分野である。

当会議としては、これらの我が国が抱える重要課題の実現につながる事項に重点を置きつつ、果敢かつ迅速な改革の実現を図る。

その際、新たな規制改革事項の検討のみならず、既に政府方針が定められている等の事項が適切・確実に実行されるよう、監視・フォローアップの取組を強化し、規制改革における P D C A サイクルを確立する。

また、重要課題解決の阻害要因となっている規制については旧来の発想にとらわれず撤廃・緩和を果敢に進めるとともに、国民の権利の保護、市場への信頼性の確保等の観点から真に必要なルールやチェック体制等については整備を推進するといった「規制改革」の原点に立ち返った一層深みのある議論を行う。

平成 21 年度は、当会議の最終年度であり、更に精力的な活動を展開して、悔いなき 1 年としたい。

一方、昨年来の世界経済危機にあって、日本の実体経済は極度の収縮に見舞われている。よって、当会議の本年の取組は、斯かる現況を敏感に踏まえた対応であるべし、と考える。即ち、当会議の活動を、今日の日本経済における喫緊の課題に資する規制改革に絞り込み、これに集中する事を基本方針としたい。

その際、「喫緊の課題」と位置付けるべきテーマは、経済危機の深刻な影響を受けている<雇用>を維持・増進することであり、外需頼みの景気回復を望むべくも無い現局面では無駄と非効率な官製市場を改革し<内需>を拡大することである。この非常時にこそ、無用な諸規制を蛮勇を奮って排除する事が成長の極めて有効な推進力となる、と確信し、それに寄与すべく全力を尽くす事こそ、本年度の当会議の使命である。

2 . 平成 21 年度取組体制

上記基本方針を踏まえ、本年は、以下の通り、「集中テーマ」「一般テーマ」に分けて取り組む事とし、委員・事務局の人材活用についても「集中テーマ」に厚い配分としてエネルギーを集約してより実りある成果を期したい。

. 集中テーマ

A：雇用の増進、内需拡大に資する成長分野の規制改革

医療・介護

保育

農・林・水産

住宅・土地

航空・空港

B: それを支える基盤整備

雇用・労働

教育

．一般テーマ

上記集中項目以外の、19～20年度の2年間手懸けてきたテーマについては以下の対応に限定する。

- (1) 第1次答申、第2次答申及び第3次答申で合意済みの「措置」事項（「検討・措置を含む」）の内、実現を見ていない案件を「実現」せしめる活動。及びこれまで取り組んできた「仕掛け」案件の追及。（謂わばフォローアップ活動）
- (2) 新規又は復活規制の動きを監視し、行動を要する場合は迅速にアクションを執る。謂わば「夜回り」又は「監視機能」を果たす。
- (3) いわゆる「あじさい・もみじ」等の規制改革要望に対する一層の取組

3. 検討体制等（別紙参照）

(1) 運営委員会について

会議の円滑な運営を図るため、会議の運営方針に関する重要事項について検討を行う「運営委員会」を設置する。

同委員会は、議長、議長代理及び議長の指名する委員で構成する。

(2) タスクフォースについて

会議の主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、検討課題に即したタスクフォースを設置する。

各タスクフォースにおいては、検討課題に関し知見を有する専門委員の参画を得つつ調査審議を進める。

(3) 重点検討課題への取組について

重点検討課題について会議をあげて取り組むため、議長を長とし全委員で構成する「重点事項推進委員会」を設置し審議を行う。同委員会には各タスクフォースの専門委員も検討テーマに応じて参加する。

(4) 審議の公開、透明性の確保

当会議における審議に当たっては、審議過程の公開・透明性の確保に努めることとし、タスクフォース等において関係省庁からヒアリングを行う場合等、その議事録及び配布資料等は原則公開とする。

(5) 規制改革の広報、国民のニーズの把握等

規制改革を幅広い国民運動とするため、これまでの成果や、改革の現状・障害要因等についても、インターネットの活用や報道等を通じて、積極的な広報活動を行う。また、様々な立場の意見の聴取、アンケート、現地調査等の手法により国民のニーズ等を的確に把握しつつ議論を進める。

(6) 規制改革推進本部等との連携強化

規制改革推進本部が年2回実施する規制改革要望集中受付月間活動における検討・協議について、あじさい月間を重点としてタスクフォースによる協力を強化するなど、本部等との連携を図る。